

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	あいち福祉医療専門学校
設置者名	学校法人電波学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	夜・通信	1890	160	
		夜・通信			
医療専門課程	理学療法学科	夜・通信	2925	240	
	作業療法学科	夜・通信	3135	240	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

http://fukushi-iryo.denpa.jp/images/pdf/2019_practice-cw.pdf http://fukushi-iryo.denpa.jp/images/pdf/2019_practice-pt.pdf http://fukushi-iryo.denpa.jp/images/pdf/2019_practice-ot.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	あいち福祉医療専門学校
設置者名	学校法人電波学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校法人電波学園公式 Web サイト「事業報告書」 http://www.denpa.jp/upload/pdf/houkoku_2018.pdf
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	弁護士	平成 27. 10. 1 ～ 令和 1. 09. 30	労務・法務担当
非常勤	税理士	平成 27. 10. 1 ～ 令和 1. 09. 30	財務担当
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	あいち福祉医療専門学校
設置者名	学校法人電波学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 申請した教育課程表に基づき、科目担当者がシラバスを作成。年度始めに全学生へ配布、HPへアップすることにより、それぞれの授業内容と進捗が確認できる。各科、カリキュラムマップを作成し、教育課程表と併せて学生便覧に掲載。卒業するまでに必要な科目と目指すべき将来像が「見える」内容としてある。</p>	
授業計画書の公表方法	http://fukushi-iryo.denpa.jp/images/pdf/2019_syllabus-cw.pdf
	http://fukushi-iryo.denpa.jp/images/pdf/2019_syllabus-pt.pdf
	http://fukushi-iryo.denpa.jp/images/pdf/2019_syllabus-ot.pdf
	http://fukushi-iryo.denpa.jp/images/pdf/2019_curriculum-cw.pdf
	http://fukushi-iryo.denpa.jp/images/pdf/2019_curriculum-pt.pdf
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学科・担任からの個人面談の実施(実習中の場合は実習地訪問を実施)、科目によりレポートの提出を義務付けている(卒業時には各科卒業論文も提出)。半期に一度の成績認定会議を実施、確実に履修状況を把握し単位認定をしている。</p> <p>※単位授与、履修認定実施状況を含め、「4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること」欄に記載</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>全科目の合計点数を科目数で除し、平均点を算出。この平均点の比較によりクラス順位を決定。半期ごとの実施される成績認定会議後には学生各自に成績表を配布（年度末には家庭にも送付）。成績表には上記クラス順位を表記し、成績分布状況を把握できる。また、別途成績分布状況表をHPにもアップする。</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>http://fukushi-iryo.denpa.jp/images/pdf/2019_result-distribution.pdf</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

「学則」より

(成績考査)

- 1) 履修した科目の成績は、各学期末等に行われるレポート審査、筆記試験等の評価及び講義の出席時間数、また実習の科目にあっては、実習の出席日時数及びその評価等によって決定する。
- 2) 教育課程表に掲げる各科目の出席時間数が定められた時間数の3分の2(ただし、介護実習、臨床実習については教育課程表に掲げる時間数)に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。
- 3) 成績の評価は各科目とも100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 4) 成績の評価が不合格と判定された者には、各学期末等に再試験を実施する。
- 5) 病気その他やむを得ない理由で、各学期末の定期試験を受験できなかった者に対しては追試験を実施する。
- 6) 教育課程の卒業又は修了は、所定の科目を修了し、試験に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。

「入学・卒業等に関する細則」より

(定義)

- 1) 進級 在籍学年のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数(総授業時間数の5分の4以上、以下同じ)を確保した者が上級の学年に進むことをいう。
- 2) 卒業 在籍学科のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数を確保した者がその業を終えることをいう。

(定期試験の受験資格)

定期試験の受験においては、次の各号すべての要件を満たさなければならない。ただし、特別な事情により校長が認めた場合を除く。

- 1) 当該教科目の試験日前までに実施された授業時間数の3分の2以上の出席を満たす者。
- 2) 当該教科目担当教員が受験を認めた者。
- 3) 受験の際に学生証を提示した者。ただし、紛失等により学生証が提示できない者については、定期試験開始の前日までに再発行の手続きを済ませ、学生証に代わる証明書が提示できる者は受験可能とする。
- 4) 定期試験を受験する前までに、授業料等の延納等を校長が認めた場合を除き必要な授業料等が納められている者。

(成績の評価)

成績の評価は、次の各号に定める基準により行うものとする。

- 1) 教科目(講義、演習及び実習)の成績は、当該教科目担当教員が教科目試験(講義および演習において行う定期試験、レポート試験等)及び実習成果に必要な応じて日常の修学状況等考慮して行う教科目ごとの総合評価とし、各学期末で実施される履修認定審査の議を経て評定成績とする。ただし、複数の教科目担当教員によって行われる科目の成績については、各担当教員が行う総合評価を平均することを原則とし、各担当教員で互選する責任者のもと協議して評定する総合評価を妨げないものとする。
- 2) 定期試験は、各教科目(実習を除く)とも配点を100点満点とし、60点以上を合格点とし、総合評価の結果60点以上を当該教科目の修得認定基準とする。

<p>ただし、日常の修学状況を平常点として評定する場合は、定期試験の配点に加えて100点満点とする。</p> <p>3) 介護福祉学科の介護実習、精神保健福祉学科の精神保健福祉援助実習及び理学療法学科・作業療法学科の臨床実習の採点・評価は、教育課程表に掲げる時間数を満たす者に対して行い、実習指導者評価、及び実習記録ならびに実習報告会ないしは症例発表会における評価を実習成果とした総合評価を評定成績とし、60点以上を合格点ならびに履修認定基準とする。</p> <p>4) 評定成績の表記を、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(60点未満)とすることができる。</p> <p>5) レポート等による成績の評価は、前各号に準ずる。</p> <p>6) 履修期間が前期のみ、または後期のみ実施の教科目については、それぞれの定期試験の採点とともに行う総合評価を当該履修教科目の学年評定成績とする。</p> <p>7) 通年教科目は、各学期末で総合評価をし、各学期末のいずれにおいても履修認定されたことを条件に、各学期末の総合評価の平均点を当該学年の評定成績とする。</p> <p>8) 学年を超えて学習する教科目は、学年ごとに前各号を適用する。</p> <p>9) 総評は、学年ごとに総点数を総教科目数で除した点数とし1点未満を切り上げる。</p> <p>(各学期末における履修認定審査)</p> <p>1) 各学期末において、各教科目の評定成績を審査し、当該学期の全教科目が60点以上であることを確認し、修得したことを認定する会議を設けなければならない。</p> <p>2) 年度の途中であっても、履修認定が得られない場合には、進級不可となることがある。</p> <p>3) 第2項において、校長は履修認定を保留することができる。</p> <p>(その他の試験)</p> <p>その他の試験として、特別に進級及び卒業に関わる試験を実施する場合、その都度一定の合格基準を設けこの基準に達することができない場合には進級及び卒業が認められないものとする。</p> <p>(卒業または進級の認定基準)</p> <p>卒業または進級の認定は、次の各号のすべてを満たした者とする。</p> <p>1) その学年を通じ、校長の定める出席すべき総授業時間数の5分の4以上を出席し、かつ所定の全教科目を受験し、その評価がいずれも履修認定基準に達していること。</p> <p>2) 出席時間数は、出席すべき総授業時間数から、欠課時間数ならびに、遅刻・早退3回をもって欠課1時間と換算する欠課時間数を減じて算出する。</p> <p>3) (その他の試験)で定める試験においても、合格基準に達していること。</p> <p>4) 必要な授業料等が納められていること。</p> <p>卒業または進級の認定審議において、審査上申されたものを校長が認めた場合においては前項の限りでない。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	http://fukushi-iryo.denpa.jp/images/pdf/2019_summary.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	あいち福祉医療専門学校
設置者名	学校法人電波学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校法人電波学園公式 Web サイト http://www.denpa.jp/upload/pdf/zaimu_gaiyou2018.pdf
収支計算書又は損益計算書	学校法人電波学園公式 Web サイト http://www.denpa.jp/upload/pdf/zaimu_gaiyou2018.pdf
財産目録	学校法人電波学園公式 Web サイト http://www.denpa.jp/upload/pdf/zaimu_gaiyou2018.pdf
事業報告書	学校法人電波学園公式 Web サイト http://www.denpa.jp/upload/pdf/houkoku_2018.pdf
監事による監査報告（書）	学校法人電波学園公式 Web サイト http://www.denpa.jp/upload/pdf/zaimu_gaiyou2018.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門	介護福祉学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1980 時間	825 時間	705 時間	450 時間	時間	時間
			1980 時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160 人		100 人	6 人	6 人	21 人	27 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）申請した教育課程表に基づき、科目担当者がシラバスを作成。年度始めに全学生へ配布することにより、それぞれの授業内容と進度が確認できる。各科、カリキュラムマップを作成し、教育課程表と併せて学生便覧に掲載。卒業するまでに必要な科目と目指すべき将来像が「見える」内容としてある。
成績評価の基準・方法
（概要）全科目の合計点数を科目数で除し、平均点を算出。この平均点の比較によりクラス順位を決定。半期ごとの実施される成績認定会議後には学生各自に成績表を配布（年度末には家庭にも送付）。成績表には上記クラス順位を表記し、成績分布状況を把握できる。また、別途成績分布状況表をHPにもアップする。
卒業・進級の認定基準
（概要） 「学則」より （成績審査） 1）履修した科目の成績は、各学期末等に行われるレポート審査、筆記試験等の評価及び講義の出席時間数、また実習の科目にあっては、実習の出席日時数及びその

評価等によって決定する。

- 2) 教育課程表に掲げる各科目の出席時間数が定められた時間数の3分の2(ただし、介護実習、臨床実習については教育課程表に掲げる時間数)に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。
- 3) 成績の評価は各科目とも100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 4) 成績の評価が不合格と判定された者には、各学期末等に再試験を実施する。
- 5) 病気その他やむを得ない理由で、各学期末の定期試験を受験できなかった者に対しては追試験を実施する。
- 6) 教育課程の卒業又は修了は、所定の科目を修了し、試験に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。

「入学・卒業等に関する細則」より

(定義)

- 1) 進級 在籍学年のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数(総授業時間数の5分の4以上、以下同じ)を確保した者が上級の学年に進むことをいう。
- 2) 卒業 在籍学科のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数を確保した者がその業を終えることをいう。

(定期試験の受験資格)

定期試験の受験においては、次の各号すべての要件を満たさなければならない。ただし、特別な事情により校長が認めた場合を除く。

- 1) 当該教科目の試験日前までに実施された授業時間数の3分の2以上の出席を満たす者。
- 2) 当該教科目担当教員が受験を認めた者。
- 3) 受験の際に学生証を提示した者。ただし、紛失等により学生証が提示できない者については、定期試験開始の前日までに再発行の手続きを済ませ、学生証に代わる証明書が提示できる者は受験可能とする。
- 4) 定期試験を受験する前までに、授業料等の延納等を校長が認めた場合を除き必要な授業料等が納められている者。

(成績の評価)

成績の評価は、次の各号に定める基準により行うものとする。

- 1) 教科目(講義、演習及び実習)の成績は、当該教科目担当教員が教科目試験(講義および演習において行う定期試験、レポート試験等)及び実習成果に必要に応じて日常の修学状況等考慮して行う教科目ごとの総合評価とし、各学期末で実施される履修認定審査の議を経て評定成績とする。ただし、複数の教科目担当教員によって行われる科目の成績については、各担当教員が行う総合評価を平均することを原則とし、各担当教員で互選する責任者のもと協議して評定する総合評価を妨げないものとする。
- 2) 定期試験は、各教科目(実習を除く)とも配点を100点満点とし、60点以上を合格点とし、総合評価の結果60点以上を当該教科目の修得認定基準とする。ただし、日常の修学状況を平常点として評定する場合は、定期試験の配点に加えて100点満点とする。
- 3) 介護福祉学科の介護実習、精神保健福祉学科の精神保健福祉援助実習及び理学療法学科・作業療法学科の臨床実習の採点・評価は、教育課程表に掲げる時間数を満たす者に対して行い、実習指導者評価、及び実習記録ならびに実習報告会ないしは症例発表会における評価を実習成果とした総合評価を評定成績とし、60点

以上を合格点ならびに履修認定基準とする。

- 4) 評定成績の表記を、S (100~90点)、A (89~80点)、B (79~70点)、C (69~60点)、D (60点未満)とすることができる。
- 5) レポート等による成績の評価は、前各号に準ずる。
- 6) 履修期間が前期のみ、または後期のみ実施の教科目については、それぞれの定期試験の採点とともに行う総合評価を当該履修教科目の学年評定成績とする。
- 7) 通年教科目は、各学期末で総合評価をし、各学期末のいずれにおいても履修認定されたことを条件に、各学期末の総合評価の平均点を当該学年の評定成績とする。
- 8) 学年を超えて学習する教科目は、学年ごとに前各号を適用する。
- 9) 総評は、学年ごとに総点数を総教科目数で除した点数とし1点未満を切り上げる。

(各学期末における履修認定審査)

- 1) 各学期末において、各教科目の評定成績を審査し、当該学期の全教科目が60点以上であることを確認し、修得したことを認定する会議を設けなければならない。
- 2) 年度の途中であっても、履修認定が得られない場合には、進級不可となることがある。
- 3) 第2項において、校長は履修認定を保留することができる。

(その他の試験)

その他の試験として、特別に進級及び卒業に関わる試験を実施する場合、その都度一定の合格基準を設けこの基準に達することができない場合には進級及び卒業が認められないものとする。

(卒業または進級の認定基準)

卒業または進級の認定は、次の各号のすべてを満たした者とする。

- 1) その学年を通じ、校長の定める出席すべき総授業時間数の5分の4以上を出席し、かつ所定の全教科目を受験し、その評価がいずれも履修認定基準に達していること。
- 2) 出席時間数は、出席すべき総授業時間数から、欠課時間数ならびに、遅刻・早退3回をもって欠課1時間と換算する欠課時間数を減じて算出する。
- 3) (その他の試験)で定める試験においても、合格基準に達していること。
- 4) 必要な授業料等が納められていること。

卒業または進級の認定審議において、審査上申されたものを校長が認めた場合においては前項の限りでない。

学修支援等

(概要) 個別相談・指導等の対応

正課後の補習指導・AO入学者の事前学習指導

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
43 人 (100%)	人 (%)	41 人 (95.3%)	2 人 (4.7%)
（主な就職、業界等） 特別養護老人ホーム・老人保健施設			
（就職指導内容） 就職活動スケジュール作成 求職票・履歴書記入指導、面接指導			
（主な学修成果（資格・検定等）） 介護福祉士・レクリエーションインストラクター			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
108 人	11 人	10.2%
（中途退学の主な理由） 学校生活不適應・進路変更・学業不振		
（中退防止・中退者支援のための取組） 正課後の補習・個人面談、教育懇談会（保護者会）の実施・臨床心理士カウンセリング		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門	理学療法学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3060時間	1590時間	165時間	1305時間	時間	時間
			3060時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		104人	0人	6人	23人	29人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）申請した教育課程表に基づき、科目担当者がシラバスを作成。年度始めに全学生へ配布することにより、それぞれの授業内容と進捗が確認できる。各科、カリキュラムマップを作成し、教育課程表と併せて学生便覧に掲載。卒業するまでに必要な科目と目指すべき将来像が「見える」内容としてある。
成績評価の基準・方法
（概要）全科目の合計点数を科目数で除し、平均点を算出。この平均点の比較によりクラス順位を決定。半期ごとの実施される成績認定会議後には学生各自に成績表を配布（年度末には家庭にも送付）。成績表には上記クラス順位を表記し、成績分布状況を把握できる。また、別途成績分布状況表をHPにもアップする。
卒業・進級の認定基準
（概要） 「学則」より （成績考査） 1）履修した科目の成績は、各学期末等に行われるレポート審査、筆記試験等の評価及び講義の出席時間数、また実習の科目にあっては、実習の出席日時数及びその評価等によって決定する。 2）教育課程表に掲げる各科目の出席時間数が定められた時間数の3分の2（ただし、介護実習、臨床実習については教育課程表に掲げる時間数）に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。 3）成績の評価は各科目とも100点を満点とし、60点以上を合格とする。 4）成績の評価が不合格と判定された者には、各学期末等に再試験を実施する。 5）病気その他やむを得ない理由で、各学期末の定期試験を受験できなかった者に対しては追試験を実施する。 6）教育課程の卒業又は修了は、所定の科目を修了し、試験に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。
「入学・卒業等に関する細則」より （定義） 1）進級 在籍学年のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数（総授業時間数の5分の4以上、以下同じ）を確保した者が上級の学年に進むことをいう。 2）卒業 在籍学科のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数を確保した者がその業を終えることをいう。

(定期試験の受験資格)

定期試験の受験においては、次の各号すべての要件を満たさなければならない。ただし、特別な事情により校長が認めた場合を除く。

- 1) 当該教科目の試験日前までに実施された授業時間数の3分の2以上の出席を満たす者。
- 2) 当該教科目担当教員が受験を認めた者。
- 3) 受験の際に学生証を提示した者。ただし、紛失等により学生証が提示できない者については、定期試験開始の前日までに再発行の手続きを済ませ、学生証に代わる証明書が提示できる者は受験可能とする。
- 4) 定期試験を受験する前までに、授業料等の延納等を校長が認めた場合を除き必要な授業料等が納められている者。

(成績の評価)

成績の評価は、次の各号に定める基準により行うものとする。

- 1) 教科目(講義、演習及び実習)の成績は、当該教科目担当教員が教科目試験(講義および演習において行う定期試験、レポート試験等)及び実習成果に必要に応じて日常の修学状況等考慮して行う教科目ごとの総合評価とし、各学期末で実施される履修認定審査の議を経て評定成績とする。ただし、複数の教科目担当教員によって行われる科目の成績については、各担当教員が行う総合評価を平均することを原則とし、各担当教員で互選する責任者のもと協議して評定する総合評価を妨げないものとする。
- 2) 定期試験は、各教科目(実習を除く)とも配点を100点満点とし、60点以上を合格点とし、総合評価の結果60点以上を当該教科目の修得認定基準とする。ただし、日常の修学状況を平常点として評定する場合は、定期試験の配点に加えて100点満点とする。
- 3) 介護福祉学科の介護実習、精神保健福祉学科の精神保健福祉援助実習及び理学療法学科・作業療法学科の臨床実習の採点・評価は、教育課程表に掲げる時間数を満たす者に対して行い、実習指導者評価、及び実習記録ならびに実習報告会ないしは症例発表会における評価を実習成果とした総合評価を評定成績とし、60点以上を合格点ならびに履修認定基準とする。
- 4) 評定成績の表記を、S(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、D(60点未満)とすることができる。
- 5) レポート等による成績の評価は、前各号に準ずる。
- 6) 履修期間が前期のみ、または後期のみ実施の教科目については、それぞれの定期試験の採点とともに総合評価を当該履修教科目の学年評定成績とする。
- 7) 通年教科目は、各学期末で総合評価をし、各学期末のいずれにおいても履修認定されたことを条件に、各学期末の総合評価の平均点を当該学年の評定成績とする。
- 8) 学年を超えて学習する教科目は、学年ごとに前各号を適用する。
- 9) 総評は、学年ごとに総点数を総教科目数で除した点数とし1点未満を切り上げる。

(各学期末における履修認定審査)

- 1) 各学期末において、各教科目の評定成績を審査し、当該学期の全教科目が60点以上であることを確認し、修得したことを認定する会議を設けなければならない。
- 2) 年度の途中であっても、履修認定が得られない場合には、進級不可となることがある。
- 3) 第2項において、校長は履修認定を保留することができる。

<p>(その他の試験)</p> <p>その他の試験として、特別に進級及び卒業に関わる試験を実施する場合、その都度一定の合格基準を設けこの基準に達することができない場合には進級及び卒業が認められないものとする。</p> <p>(卒業または進級の認定基準)</p> <p>卒業または進級の認定は、次の各号のすべてを満たした者とする。</p> <p>1) その学年を通じ、校長の定める出席すべき総授業時間数の5分の4以上を出席し、かつ所定の全教科目を受験し、その評価がいずれも履修認定基準に達していること。</p> <p>2) 出席時間数は、出席すべき総授業時間数から、欠課時間数ならびに、遅刻・早退3回をもって欠課1時間と換算する欠課時間数を減じて算出する。</p> <p>3) (その他の試験)で定める試験においても、合格基準に達していること。</p> <p>4) 必要な授業料等が納められていること。</p> <p>卒業または進級の認定審議において、審査上申されたものを校長が認めた場合においては前項の限りでない。</p> <p>学修支援等</p> <p>(概要) 個別相談・指導等の対応 正課後の補習指導・AO入学者の事前学習指導</p>
--

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
38人 (100%)	人 (%)	38人 (100%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 病院・介護老人保健施設			
(就職指導内容) 就職活動スケジュール作成 求職票・履歴書記入指導、面接指導			
(主な学修成果 (資格・検定等)) 理学療法士			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
112 人	5 人	4.5%
(中途退学の主な理由) 進路変更・病気		
(中退防止・中退者支援のための取組) 正課後の補習・個人面談、教育懇談会（保護者会）の実施・臨床心理士カウンセリング		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門	作業療法学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3270 時間	1695 時間	165 時間	1410 時間	時間	時間
			3270 時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		82 人	1 人	6 人	24 人	30 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）申請した教育課程表に基づき、科目担当者がシラバスを作成。年度始めに全学生へ配布することにより、それぞれの授業内容と進捗が確認できる。各科、カリキュラムマップを作成し、教育課程表と併せて学生便覧に掲載。卒業するまでに必要な科目と目指すべき将来像が「見える」内容としてある。
成績評価の基準・方法
（概要）全科目の合計点数を科目数で除し、平均点を算出。この平均点の比較によりクラス順位を決定。半期ごとの実施される成績認定会議後には学生各自に成績表を配布（年度末には家庭にも送付）。成績表には上記クラス順位を表記し、成績分布状況を把握できる。また、別途成績分布状況表をHPにもアップする。
卒業・進級の認定基準
（概要） 「学則」より （成績考査） 1）履修した科目の成績は、各学期末等に行われるレポート審査、筆記試験等の評価及び講義の出席時間数、また実習の科目にあつては、実習の出席日時数及びその評価等によって決定する。 2）教育課程表に掲げる各科目の出席時間数が定められた時間数の3分の2（ただし、介護実習、臨床実習については教育課程表に掲げる時間数）に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。 3）成績の評価は各科目とも100点を満点とし、60点以上を合格とする。 4）成績の評価が不合格と判定された者には、各学期末等に再試験を実施する。 5）病気その他やむを得ない理由で、各学期末の定期試験を受験できなかった者に対しては追試験を実施する。 6）教育課程の卒業又は修了は、所定の科目を修了し、試験に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。
「入学・卒業等に関する細則」より （定義） 1）進級 在籍学年のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数（総授業時間数の5分の4以上、以下同じ）を確保した者が上級の学年に進むことをいう。 2）卒業 在籍学科のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数を確保した者がその業を終えることをいう。

(定期試験の受験資格)

定期試験の受験においては、次の各号すべての要件を満たさなければならない。ただし、特別な事情により校長が認めた場合を除く。

- 1) 当該教科目の試験日前までに実施された授業時間数の3分の2以上の出席を満たす者。
- 2) 当該教科目担当教員が受験を認めた者。
- 3) 受験の際に学生証を提示した者。ただし、紛失等により学生証が提示できない者については、定期試験開始の前日までに再発行の手続きを済ませ、学生証に代わる証明書が提示できる者は受験可能とする。
- 4) 定期試験を受験する前までに、授業料等の延納等を校長が認めた場合を除き必要な授業料等が納められている者。

(成績の評価)

成績の評価は、次の各号に定める基準により行うものとする。

- 1) 教科目(講義、演習及び実習)の成績は、当該教科目担当教員が教科目試験(講義および演習において行う定期試験、レポート試験等)及び実習成果に必要に応じて日常の修学状況等考慮して行う教科目ごとの総合評価とし、各学期末で実施される履修認定審査の議を経て評定成績とする。ただし、複数の教科目担当教員によって行われる科目の成績については、各担当教員が行う総合評価を平均することを原則とし、各担当教員で互選する責任者のもと協議して評定する総合評価を妨げないものとする。
- 2) 定期試験は、各教科目(実習を除く)とも配点を100点満点とし、60点以上を合格点とし、総合評価の結果60点以上を当該教科目の修得認定基準とする。ただし、日常の修学状況を平常点として評定する場合は、定期試験の配点に加えて100点満点とする。
- 3) 介護福祉学科の介護実習、精神保健福祉学科の精神保健福祉援助実習及び理学療法学科・作業療法学科の臨床実習の採点・評価は、教育課程表に掲げる時間数を満たす者に対して行い、実習指導者評価、及び実習記録ならびに実習報告会ないしは症例発表会における評価を実習成果とした総合評価を評定成績とし、60点以上を合格点ならびに履修認定基準とする。
- 4) 評定成績の表記を、S(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、D(60点未満)とすることができる。
- 5) レポート等による成績の評価は、前各号に準ずる。
- 6) 履修期間が前期のみ、または後期のみ実施の教科目については、それぞれの定期試験の採点とともに総合評価を当該履修教科目の学年評定成績とする。
- 7) 通年教科目は、各学期末で総合評価をし、各学期末のいずれにおいても履修認定されたことを条件に、各学期末の総合評価の平均点を当該学年の評定成績とする。
- 8) 学年を超えて学習する教科目は、学年ごとに前各号を適用する。
- 9) 総評は、学年ごとに総点数を総教科目数で除した点数とし1点未満を切り上げる。

(各学期末における履修認定審査)

- 1) 各学期末において、各教科目の評定成績を審査し、当該学期の全教科目が60点以上であることを確認し、修得したことを認定する会議を設けなければならない。
- 2) 年度の途中であっても、履修認定が得られない場合には、進級不可となることがある。
- 3) 第2項において、校長は履修認定を保留することができる。

<p>(その他の試験)</p> <p>その他の試験として、特別に進級及び卒業に関わる試験を実施する場合、その都度一定の合格基準を設けこの基準に達することができない場合には進級及び卒業が認められないものとする。</p> <p>(卒業または進級の認定基準)</p> <p>卒業または進級の認定は、次の各号のすべてを満たした者とする。</p> <p>1) その学年を通じ、校長の定める出席すべき総授業時間数の5分の4以上を出席し、かつ所定の全教科目を受験し、その評価がいずれも履修認定基準に達していること。</p> <p>2) 出席時間数は、出席すべき総授業時間数から、欠課時間数ならびに、遅刻・早退3回をもって欠課1時間と換算する欠課時間数を減じて算出する。</p> <p>3) (その他の試験)で定める試験においても、合格基準に達していること。</p> <p>4) 必要な授業料等が納められていること。</p> <p>卒業または進級の認定審議において、審査上申されたものを校長が認めた場合においては前項の限りでない。</p>
学修支援等
<p>(概要) 個別相談・指導等の対応</p> <p>正課後の補習指導・AO入学者の事前学習指導</p>

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
33人 (100%)	人 (%)	32人 (97.0%)	1人 (3.0%)
(主な就職、業界等)			
病院・介護老人保健施設			
(就職指導内容)			
就職活動スケジュール作成 求職票・履歴書記入指導、面接指導			
(主な学修成果 (資格・検定等))			
作業療法士			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
98 人	11 人	11.2%
(中途退学の主な理由) 進路変更・病気・学校生活不適應・学業不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 正課後の補習・個人面談、教育懇談会(保護者会)の実施・臨床心理士カウンセリング		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
介護福祉学科	200,000 円	730,000 円	105,000 円	
理学療法学科	300,000 円	1,080,000 円	255,000 円	
作業療法学科	300,000 円	1,080,000 円	255,000 円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://fukushi-iryo.denpa.jp/images/pdf/h29_assessment.pdf		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>(1) 学校の教育目標、計画に沿った取り組みの達成状況、学校運営等への取り組みが適切に行われたかについて自己評価を行い、学校運営等の課題について、継続的に改善を図るとともに、評価結果を公表する。</p> <p>(2) 自己評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置学科に関連する社会福祉法人・医療法人・企業・団体、卒業生、保護者など、学校と密接に関係する者の理解促進を図り、継続した連携協力体制を確保するため、業界関係者、卒業生、保護者等学校関係者から規程に基づき選任した委員による「学校関係者評価委員会」を設置し学校関係者評価を実施する。</p> <p>(3) 当該委員会の委員からの助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。また、その評価結果と改善への取組を本校公式ウェブサイトに掲載し広く社会へ公表する。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
一般社団法人 愛知県介護福祉士会	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	副会長
NPO法人 かくれんぼ	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	理事長
医療法人 幸会 老人保健施設 みず里	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	副主任
京ヶ峰岡田病院	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	PSW部次長
公益社団法人 愛知県理学療法士会	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	代表理事
蒲郡市民病院	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	リハビリテーション科技士長
医療法人 純正会 東洋病院デイケアセンター太陽	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	施設長
医療法人 真善改 神尾外科	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	
保護者	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	作業療法学科2年生保護者

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://fukushi-iryo.denpa.jp/images/pdf/h30_evaluation.pdf ※公表物は2018年7月31日現在の委員による評価
第三者による学校評価(任意記載事項)
平成28年度文部科学省委託事業、平成28年11月8日受審 一般社団法人リハビリテーション教育評価機構 理学：平成30年11月6日受審(2019年4月1日～2024年3月31日有効認定) 作業：平成30年12月12日受審(2019年4月1日～2024年3月31日有効認定)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://fukushi-iryo.denpa.jp/
--